

各学校法人理事長
各私立小・中・高等・特別支援学校長 } 様

埼玉県知事 大野 元裕 (公印省略)

学校生活における児童生徒等のマスクの着用について (通知)

日頃より新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

さて、学校におけるマスクの着脱に関する考え方について、令和4年5月24日に開催された第58回埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議において専門家の意見をいただいたところです。

また、同日付けで文部科学省から「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」が発出され、改めてマスク着用について留意点が示されました。

については、各私立学校におかれては、学校でのマスク着用の留意点について、県立学校と同様の対応を取られるようお願いいたします (別添1)。

あわせて、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等についても通知がありましたので、内容を御確認の上、新型コロナウイルス感染症対策について引き続き徹底していただくようお願いいたします (別添2)。

記

別添1 令和4年5月26日付け教保体第395号 (教育長)

「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」

別添2 令和4年5月26日付け事務連絡 (保健体育課)

「『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』の変更等について」

別添3 令和4年5月23日付け事務連絡 (新型コロナウイルス等感染症対策推進室)

「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」等

※ なお、今回の基本的対処方針の変更等に伴い、埼玉県HP「イベントの開催制限について」が更新されておりますので御確認ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0401/covid19/anzenkeikaku.html>

担当：総務部学事課 高等学校担当

電話：048-830-2558